

表 14 引取り時にどのような約束をしているか

調査対象機関	
A	訪問を受け入れるなど約束を設定。要対協での共有。
B	解除の際は、決定通知書に書いたり、誓約書を書かせたりする。児童福祉司指導を行う。
D	どの時点で終了にするか、18歳以降のフォローについての連携
E	ほぼ文書を渡している。内容はケースに応じて作成。
F	非加害保護者、加害保護者共に書面での確認して契約を交わすことは必要だが、決まった様式はなくケースバイケースで作成。

#### (4) 家庭引取り後の在宅支援

表 15 は家庭引取り後の在宅支援を示している。基本的に定期的な家庭訪問や通所指導を行っている (A 児相、B 児相、F 児相)。支援期間は、3ヶ月から年単位となっており (D 児相は表 12 参照)、性的虐待の場合は、市町村のみが見守りを担う事への抵抗もある事が示されている。

表 15 家庭引取り後の在宅支援

調査対象機関	
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>①定期的な家庭訪問や通所指導。</li> <li>②帰ってすぐはうまくいくが、半年から1年が危ない。</li> <li>③一保解除後が困難で、すぐ切れてしまう。</li> <li>④年少児は親に兆候を見てもらう。</li> <li>⑤次に起こりうるリスクを手当てしておく。</li> <li>⑥高齢児童は、自身のケアをする人を選ぶ力がある。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童心理司、保健師などが定期的にフォロー。</li> <li>②市が持ってくれるのは殆どないが、ネグレクトがあればその部分は市が持ってくれるかと思う。</li> <li>③支援・見守り期間は、概ね1年程度。最低半年。</li> </ul>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>①継続指導期間は最低3か月、その後、徐々に市に主担を移すことも含めて年単位になる。</li> <li>②学校でモニタリングを続けてもらうことが多く、学校が心配してアンテナを張ってくれる。</li> <li>③他の虐待よりも関係機関が気にする思いが強く、他の虐待種別に比べて結果的に長くなる。</li> <li>④見えにくい虐待であるため、(児相が)見守りを切ると関係機関が嫌がる傾向もある。</li> </ul>

## 5 性的虐待とDV

### (1) DVを受けていて、被害認識が弱い非加害保護者への支援

DVを受けていて被害認識が弱い非加害保護者への支援では、非加害保護者自身の状況の理解を促す目的で、被害の特徴を説明する (A 児相、D 児相) アプローチをしているが、自ら被害を訴えない場合は、支援目的 (子どもの性的虐待への対応と支援) からそれる可能性があるため、積極的にDV問題へのアプローチをしないというところもある。このことは、性的虐待を受けた子どもを中心とする児相においては子どもの保護者としてのアプローチになるため、非加害保護者自身への

支援を目的とする機関との連携が必要になることを示しており、DVを受けている非加害保護者の特性を踏まえた時に、児相としてどのような具体的なアプローチが望ましいか整理する必要がある事を示している。

さらにE児相の、母子一体での受け入れ先として、里親宅という選択肢を模索しているところもあり、今後の検討課題であろう。

また対応の際のポイントとしては、表17に示すように、「離婚」の判断は、当事者の選択にゆだねることや、面接時には加害保護者と非加害保護者別々の面接を試みること、また警察と連携した支援などの工夫をしている。

表 16 DVを受けていて、被害認識が弱い非加害親への支援

調査対象機関	
A	①共依存の気づきを促す。気づけば親支援を頑張る。 ②つなげるのは、区の女性相談となる。
D	①DV被害の特徴などの説明をする。 ②質問の仕方を心がける。
E	①母子一体で保護できないか検討する。暴力の支配下にいると母自身が決断できなくて当然なので、まず安全な環境になりそこで考えようという提案ができればと思う。 ②その意味では現在は保護先は女相しかないが、女相の一時保護でしんどさを感じる母も多いため、例えば里親宅などで母子共に受け入れることができないか、など感じている。
F	①被害認識がある場合は、聞かなくてもDV被害事実が出てくるが、DVを訴えない非加害保護者に積極的にDVの情報提供して聴取することはしていない。(母の問題を)中心にすると、子どもの問題からそれる心配があるので。

表 17 対応時の工夫

調査対象機関	
A	「別れなさい」とは言わず、中立的立場をとる。父にも同じ説明。
D	加害保護者、非加害保護者を別々に対応、加害親の法的排除の可能性を探り続ける。警察と連携した支援。
E	暴力という支配下にある中で、判断をできない状況にあるという視点は持つようにしている。
F	支援的に関わることで、非加害親も事実を受け入れていける。

(2) 連携機関

表18に、特に連携している機関や部署を示している。E児相は、過去の検証で指摘されたのちの現在の取り組みについて述べているが、全国的に見た時、特に虐待事例数の増加が著しい大都市で、どのような機関連携ができるか、今後の課題と思われる。

表 18 特に連携している機関・部署

調査対象機関	
A	女性相談所
B	市町村の人権部局。DV の女性相談や警察と連携。女性相談所。
D	家児相の DV 担当がいる市町村もある。町村部は、健康福祉センターに DV 相談員がいる。
E	女相に母子で一時保護された全ケースのアセスメントが、一旦は児童相談所に送られてくる仕組みになっている。アセスメント様式は児童相談所側で作成したもの。過去の検証事例で連携ができていないことが指摘され、県としてそのような仕組みを取り入れている。しかし、あがってきたものをすべて通告として受け付けるものではない。児童相談所が受付けて、その後対応するかどうか判断する。

### (3) DV 関係にあったが離別したケースの経験

DV 関係にあり、離別に至ったケースの経験として、子どもの告発や性的虐待の発覚で離別したケースがあり (A 児相、D 児相)、その場合すぐに動くことが多い。また経済的な理由も大きく (D 児相、E 児相)、非加害保護者の意識が重要 (E 児相) である。

表 19 DV 関係にあったが離別したケースの経験

調査対象機関	
A	性的虐待がわかった時、離別に至るケースはすぐに動くことが多い。
D	①告発がきっかけの場合がある。 ②別居するが離婚はしないケースはある。 ③手当の関係で離婚したケースもある。 ④支援内容の安全プランに「離婚する」ことも盛り込む。 ⑤アルコール依存のケースでは、離婚してまた再婚というケースもあった。
E	① (離別にいたったケースは) 母自身の意識が重要。子どもに寄り添えるかどうか。 ②生活していけるかどうかのあたり、例) 親族の支援がすぐに得られるかなど。
F	離別に至るかは、もともとの夫婦関係による (依存度など)。

DV が背景にあり、支援が良い方向に展開したケースの経験を表 20 に示す。自分の DV は耐えていたが、子どもに被害が及んでいることがわかり別居したケースや、初めから情報提供をしていたケースでは自分から動いたことがあるなどの経験が述べられた。その際、婦人相談員との同席面接や、面接の場所に同行することもある。

表 20 支援が良い方向に展開したケース

調査対象機関	
A	母が自分の DV は耐えればよいと思っていたが、子どもに被害が及んでいることが分かって別居に至った事例がある。

C	母と一緒に逃げたいニーズがあるなら区役所の女性相談員等につなぐ。警察を紹介するなど。DVセンターに直接つなぐことはない。初めから情報提供していたケースでは、自分から動いたケースや、女性相談員と同席で面接することもある。また同行することもある。
D	祖父母が母子共に引き取るというケースがあった

## 6 支援ガイドブックへの要望

### (1) 支援ガイドブックへの要望

要望は、表 21 に示すように多岐にわたる。ガイドブックは、要望を一定意識して作成し、大部分カバーしているが、まだすべてを盛り込めてはいない。

表 21 作成予定の支援ガイドブックへの要望

調査対象機関	
A	①支援にのらない時に働きかけていくのも支援。 ②スタート地点で行うべき支援についてのまとめがあればよいと思う。 ③子どもの支援としては、親が関わらないという支援も必要。 ④考え方や価値観をおさえた上で、プログラムやツールが欲しい。
B	①7—8年前に「親だからできること」を作成。 ②使うタイミングは、非加害保護者の気持ちの揺らぎを見ながら使用。 ③エッセンスを伝えることは多いが、実際にパンフレットを渡すまでに至る親は少ないか。 ④パンフレットを使用する際は、非加害保護者にある程度の理解力が必要
C	①ケースワーカー個人の主観や経験値が入るので、ベーシックな基準が必要。 ②子どもの年齢などに合わせたものが欲しい。 ③外国の人への留意点。
D	①見通しを含め、自分（非加害保護者）の気持ちを言い当ててもらえる経験が必要。 ②面接プロセスを目に見える形にする。 ③目標としては「自発的に謝ることができること」で、そこまでのプロセスが大事。 ④別れられない非加害保護者に対するもの。 ⑤非加害保護者に対するアンケートのようなもの。それをういて面接する。
E	①職員は入れ替わるので、スタッフが変わっても一定のラインを保てるもの ②ケース対応そのものだけでなく支援に際して必要な、生活そのものを支える制度や機関をもちこんでほしい。
F	①性的虐待事実を知った時の非加害保護者の精神状態。 ②非加害保護者をどう支えフォローしていくかの視点（事実を理解していく段階は、どのような段階を踏んでいくのか、支援者はその段階をどのように理解して支援していくか。） ③支援のために活用できる資源。 ④非加害親が加害者に依存的になっている場合の進め方。 ⑤子どもが被害的感情を抱いた時の母の揺れなど、母子関係で重点的に支えるべきタイミングや留意点のポイント。

## (2) 性的虐待対応や非加害保護者支援についての課題、取り組みを進めている事

### 1) 課題

性的虐待は事例数が少なく、忘れたころにあるため、経験の蓄積にまではいたらないなど、件数の多い大都市圏とは異なる課題がある。また被害確認面接が求められていることや、他機関連携が進まないこと等の課題がある児相もあった。

### 2) 取り組みを進めている事

表 22 に取り組みを進めていることを示す。各児相にとっての課題は異なるが、大別すると児相内の取り組みと、医療機関や警察等外部機関との連携がある。どちらも大切なことであり、取り組みの進展を期待したい。

表 22 取り組みを進めている事

調査対象機関	
A	①系統的全身診察ができる医療機関の養成。②被害確認面接ができる体制や研修体制を整備中。
B	①虐待対策支援課。バックアップ部門もある。
C	①人材育成。 ②ケースワーク的支援と心理教育を意識している。
D	①ジェノグラムを書きながらの保護者の生育歴の聞き取り。 ②リスクアセスメントシートに性的虐待の要素を加えること。アルコールや精神も。 ③ストレングスアセスメントも大事（過去に守れたことがあるかなど）。 ④援助効果に対する見立て。
E	①警察との連携はかなり進んでいる。
F	①機関連携。

## D. 考察

### 1 調査対象自治体（機関）における性的虐待の傾向

#### (1) 聞き取り調査対象の児童相談所について

聞き取り調査対象 6 自治体児童相談所、および研究協力者メンバーの所属する自治体児童相談所における、平成 25 年度（質問紙調査対象年度）児童虐待対応件数を表 23 に示す。調査対象である児童相談所が設置されている 6 自治体における平成 25 年度の性的虐待対応件数は 18 ～ 74 件であり、その中で千葉県、愛知県、横浜市においては 59 ～ 74 件、沖縄県と熊本市においては 18 ～ 24 件である。また全虐待に占める性的虐待の割合は 1.46 ～ 6.9% となっており、そのなかでも沖縄県は 6.9% と、最も高い割合を示している。

表 23 調査対象自治体児童相談所における児童虐待対応件数（平成 25 年度）

	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
千葉県	4,561	1,462 (32.1%)	74 (1.62%)	1,953 (42.8%)	1,132 (24.8%)
神奈川県	2,946	742 (25.2%)	43 (1.46%)	1,336 (45.3%)	825 (28.0%)
愛知県	2,344	977 (41.7%)	73 (3.1%)	807 (34.4%)	487 (20.8%)
沖縄県	348	143 (41.1%)	24 (6.9%)	59 (20.0%)	122 (35.1%)
横浜市	3,274	1,152 (35.2%)	59 (1.8%)	1,770 (54.1%)	743 (22.7%)
熊本市	359	98 (27.3%)	18 (5.0%)	76 (21.2%)	167 (46.5%)
大阪府	6,509	1,966 (30.2%)	195 (3.0%)	2,433 (37.4%)	1,915 (29.4%)
岡山県	526	98 (18.6%)	7 (1.3%)	147 (27.9%)	274 (52.1%)

（出典：平成 25 年度厚生労働省福祉行政報告）

## （2）聞き取り調査からみる性的虐待の傾向と対応の変化

性的虐待の近年の傾向として、都市部の児相において①件数の増加、②きょうだい間家庭内性暴力被害の増加、③男児が被害者である事例や加害者が女性である事例の経験、④今日の問題である SNS 被害による事案の経験などが把握された。また課題として、性的虐待の起こる背景に家庭基盤の弱さやアルコール問題などが多いことを挙げた自治体もあった。対応の変化としては、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」策定以降、通告から確実な対応の実施が行われるようになった事が挙げられた。

このように都市部における近年の傾向や、性的虐待の背景に地域特性も見られることなどから、対応や支援は原則を踏まえた上で、地域特性に応じて行われる必要がある事が示された。

## 2 保護者への対応状況と面接で取り扱う内容

### （1）初期対応時点における保護者への対応状況

平成 26 年度質問紙調査から得られた初期対応時点での虐待者と非加害保護者の面接状況を見ると、虐待者とは、常に面接（45.7%）・時々面接（39.9%）という状況であり、非加害保護者とは、常に面接（86.7%）・時々面接（11.6%）との結果で、非加害保護者との面接が多く行われていた。このことは子どもの処遇を判断する局面に、非加害保護者は重要な役割を果たしていることを示している。

### （2）非加害保護者との面接で扱う内容

#### 1) 初期対応時点における面接

上記質問紙調査から非加害保護者と面接で扱う内容を見ると、初期対応時点では 9 割強の児相において、性的虐待が発覚したことに対する非加害保護者の受け止めや、発覚後どのように動いたか、また虐待者の今後の行動、DV 被害の状況について扱っていた。また非加害保護者自身に関することとしては、8 割前後の児相で心身の状況や DV 被害歴を扱っていた。しかし、非加害保護者自身の被虐待歴は 65%が、性暴力や性的虐待被害歴については、36.7～40.4%が扱うと回答していた。

#### 2) 支援を目的とした面接

支援を目的とした面接時に扱う内容を 12 項目設定し、「面接で扱うべき内容」、「実際に面接で扱っている内容」、「面接で扱うことが難しい内容」として回答を求めた。分析に当たり、非加害保護者を<子どもを守る姿勢がある群>と<虐待を認めず子どもを守る姿勢が不十分な群>の 2 群

に分け、12項目との関連を見た。その際、12項目を①虐待事実の直面化・問題整理、②子どもの親としての側面への働きかけ、③非加害保護者自身への心理的支援、と分類して整理した。結果、「面接で扱うことが難しい」のは、＜子どもを守る姿勢がある群＞では①虐待事実の直面化の項目（「虐待者との対決を考えること（44.5%）」「虐待者との関係を見直すこと（28.9%）」）が高く、ついで「非加害保護者自身の生活歴・被害状況・被害体験（25.4%）」であった。一方＜虐待を認めず子どもを守る姿勢が不十分な群＞で扱うことが難しい項目は、①虐待事実の直面化「虐待者との対決を考えること（74.0%）」「虐待者との関係を見直すこと（65.3%）」「虐待が何故おこったか考えること（50.3%）」が高く、次いで②子どもの親としての側面への働きかけの項目「被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること（49.7%）」「きょうだいの被害を防ぐことを具体的に考えること（49.1%）」、「きょうだいを情緒的に支えること（50.3%）」であった。③非加害保護者自身への心理的支援の項目の「非加害保護者自身の生活歴・被害状況・被害体験」は（45.1%）であった。

3) 上記をまとめると、初期対応時点では、危機管理のためのアセスメントとして「非加害保護者が子どもを守る力」のアセスメントが主体になっている。その際、非加害保護者自身の被虐待歴や、性暴力被害歴・性的虐待被害歴は、非加害保護者の子どもを守る力を理解し支援する際に、DV被害状況と同様に重要な情報であるため、可能な範囲で初期の時点で質問項目の中に入れることが望まれる。

また支援を目的とした面接では、＜子どもを守る姿勢がある群＞は、その力をエンパワーする方向で課題整理に付き合っている様子がある。一方、＜虐待を認めず子どもを守る姿勢が不十分な群＞でも、子どもを守る方向への変化を期待しつつ働きかけているが、その場合、「被害児童やきょうだいを守り支える」よりも、「虐待者との関係を見直し、対決を考えること」が最も難しいという、現場のスタッフが持っている印象が数字に表れていた。後者の場合、被害児童は施設入所等になっていることが多く、施設入所後の被害児童と非加害保護者や家族へのマネジメントと支援という軸の中での面接になる。

### 3 非加害保護者の「子どもを守る力」のアセスメント

非加害保護者の「子どもを守る力」のアセスメントは、児童相談所の初期対応時点で子どもの処遇について判断するさいに重要なポイントの一つである。聞き取り調査では、第一に支援者側がアセスメント時に注目している項目、第二にアセスメント時の非加害保護者の態度、第三に性的虐待を受けた子どもが非加害保護者に対してどのように表現しているかを尋ねた。また、初期対応時点で「子どもを守ることは不十分」と判断された保護者が守る側に変化した経験の有無を尋ねた。

#### (1) 非加害保護者の「子どもを守る力」のアセスメント時に注目している項目

アセスメント時に注目している項目は、①非加害保護者の持っているリソース（経済面、親族に事実を話すことができるか、身近な相談機関の有無と機関へ確実に繋がれているか）、②虐待事実が発覚した時の反応、③子どもの気持ちの理解、④子どもへの謝罪、⑤加害者との関係性、⑥非加害保護者自身の自己肯定感や自尊心と整理できた。

虐待事実が発覚した時の非加害保護者の反応や経済面、加害者との関係性、子どもの気持ちの理解、身近な相談機関の有無と機関への確実なつながり、については国内外の先行研究で指摘されている重要なポイントで、そのことが実践現場で活かされている状況が把握された。それに加えて親族に事実を話すことができることや、子どもへ心から謝罪できること、非加害保護者自身の自己肯定感や自尊心についても言及されており、これらは日常臨床で子どもと保護者に出会う中から抽出さ

れている言葉と思われ、意味深いと考える。

## (2) アセスメント時の非加害保護者の姿勢

非加害保護者の姿勢として、子どもを信じて守る人が多い/迷いながらも対応を進めた人が多いなど、2か所の児相は守る人が多いとの印象を持っていた。また非加害保護者の決断の時期として、虐待発覚後の早い時期に決断する人もいるが、決断するためには時間が必要な人もいと認識されていた。さらに、非加害保護者自身の課題が大きく自ら決断して動くことが難しい場合は、エンパワメントのみでは動けないケースもあり、支援には他機関の連携が必要で、長期にわたるとの指摘もあった。

## (3) 被害を受けた子どもの言葉

「非加害保護者が子どもを守る力」を把握する際、被害を受けた子どもの言葉は、非常に重要な意味を持っている。子どもの言うことを信じる行動をとる母親に対する子どもの評価は高いが、初期対応時点では子どもの表現は様々で、「母（非加害保護親）をかばう」表現がみられること、しかし「非加害親に対してはつきり怒りを表現する子どもは少ないが一方好きとの表現もない」など複雑な子どもの様子が挙げられた。

被害を受けた子どもの言葉を聴くことは、アセスメントという観点のみではなく、子どもの権利擁護の視点からも重要なポイントである。

## 4 非加害保護者への支援の実際

26年度質問紙調査から、初期の非加害保護者への支援・指導は94.2%と大部分の児童相談所で実施されており、初期対応後も約8割(77.5%)の児童相談所が何らかの形で取り組んでおり、非加害保護者をキーパーソンとして位置付け、支援している状況が明らかになった。

非加害保護者・家族への支援の担い手は、児童福祉司が98.3%と最も多く、次いで児童心理司が35.8%となっており、一方、被害児童への支援は、児童心理司が最も多く、次いで児童福祉司との協働での対応となっていた。

また家庭引き取り（一時保護解除・施設退所）後においても、非加害保護者・家族等への支援は、児童福祉司が96%と最も多く、次いで児童心理司が36.4%となっており、被害児童への対応は、児童心理司が89%と最も多く、次いで児童福祉司が74%、学校教員が35.3%と、学校教員の存在も大きく、在宅支援を行う上で、教育との連携が不可欠であることが示されていた。

### (1) 支援に際して配慮している事（支援者側の姿勢）

非加害保護者に面接する際の姿勢として、「オープンな姿勢で見通しを伝えることの大切さや、非加害保護者を行為の主体者としてエンパワーしていくこと」、また「非加害保護者の捉え方として、初めから加害者としては見ないように統一している（そうしないとサポータイブになれない）こと」が挙げられた。また、担当者が子どもの気持ちに立つ場合には、非加害保護者が責められていると受け取めることもあるため、その場合は子ども担当と保護者担当を別にするなど、複数の担当者で対応するなどの工夫が挙げられた。これは、いずれも重要なポイントと考えるが、複数対応については、職員数が少ない児相においては難しいと思われ、その場合、担当課を超えての協力や他の児相との協力体制も必要になると考えられ、今後の課題である。

### (2) 支援の実際

各児相の状況として、初期対応は充実したがその後の支援は今後充実させたいと考えていること



や、児相の指導にのれる場合は支援していること、非加害保護者支援までは手が回らない状況にあること、ショックを受け止めたり法的手続きの話はしているがそれが限界であることなどが挙げられた。また再統合専門ワーカーを置き、サインズ・オブ・セーフティやグループワークを行うとの児相も見られるなど、各児相の状況はさまざまであった。

具体的な支援内容としては、初期には「あなたへのメッセージ」等のパンフレットの使用や、エンパワメントを意識した面接などがあげられた。家庭引取りに向けた支援としては、非加害保護者をエンパワーしながら非加害保護者が子どもを受容することを促進し、非加害保護者を支援してくれるところへつなぐが、実際はつなぐリソースが少ないことが挙げられた。

### (3) 対応・支援経過の中で、「子どもを守る」方向への展開

子どもを守る方向に変化したきっかけは、大きく①被害事実に直面した時（被害事実を伝えた時、証拠を目にした、裁判）や、②外部の介入で、家族関係や生活が大きく変化した時（子どもを保護した、加害者の逮捕）などが挙げられた。しかし一方、非加害保護者が子どもを守り切って離婚し新しい生活をはじめたが、「本当にこれでよかったのでしょうか」と言ったケースもあったと指摘されている。このことは、初期対応により虐待者が子どもの生活圏内から排除されたとしても、家族関係は継続しており、ケースワーク的支援のみならず、新たな生活や家族力動、非加害保護者と被害児童との親子間の葛藤など、非加害保護者自身の心理面への一定のアプローチの必要性がある事を示している。

### (4) 非加害保護者への支援における困難

26年度質問紙調査からは、非加害保護者に対する支援が困難な場合の理由として、「虐待者との関係を継続している」（83.8%）、「児童相談所への拒否が強く関わりが困難」（78%）となっており、支援を行う上でのスタートラインに立てない状況があり、どのように支援をすすめていくか大きな課題が示されていた。

支援が困難な理由として、聞き取り調査からは、上記に加えて「非加害保護者の自身の課題（知的障がいや精神障がい）がある」場合が挙げられていた。この場合はより支援ニーズが高く、多岐にわたる支援サービスが必要だが、そのようなリソースは少なく苦慮している状況も指摘された。

以上、聞き取り調査から得られた上記内容は、調査先として性的虐待対応や非加害保護者支援に取り組んでいると思われた児相を抽出した事の影響があると思われるが、非加害保護者を継続して支援するためには児相側の体制が組めることや、その際の支援者側の姿勢が重要になること、また支援における困難など、殆どの児童相談所に共通していることが示された。

また当初は「子どもを守れない」と見えた非加害保護者の中に、子どもを守る方向に変化するケースがあり、初期の対応がそのきっかけとなっている経験が語られた。このことは、性的虐待が起こっていて児相が介入する状況の家庭においては、非加害保護者自身のみの力でそこから抜け出ることができないが、外部からの介入がきっかけになるケースもある事を示している。しかし、今回の研究では、その変化はどのくらい持続するか、また変化を維持するためにはどのような支援が必要か、については扱っていません。今後の研究が待たれる領域であるが、まずは初期対応からの家族支援を始めることが第一歩となる。

## 5 施設入所後の支援と機関連携

### (1) 質問紙調査からみる現状

26年度質問紙調査から、施設入所後の支援状況としては、児童相談所と施設間で支援計画など

の情報共有はほとんどの自治体で（93.6%）行われている。また入所後のマネジメントとして、面会を可能とする条件については、非加害保護者が「虐待事実を認めている」（83.2%）が一番の前提条件で、次いで「（虐待がおこったのは）子どものせいではないと認識し」（78%）、「子どもの心身への影響を理解し」（72.8%）、「虐待者との関係を絶っている」（60.7%）ことが条件にあげられている。

家庭引き取り（一時保護解除・施設退所）後の支援期間は、「半年から2年未満」が74.6%となっており、一定期間のフォローが続けられている実態が明らかになった。

また分担研究③八木らが行った情短施設への平成26年度調査からは、「非加害保護者の子どもへの態度」について、7つの選択肢からあてはまるもの3つを回答するという質問形態をとっているが、その結果、「子どもの状態を心配している」が一定数（60.6%）あるものの、「混乱し不安定な関わりをしている（48.5%）」、「拒否的（36.4%）」「無関心（36.4%）」となっている。すなわち「拒否的・無関心」と回答した施設が36.4%ある一方、「心配している」や「混乱し不安定な関わりをしている」と感じている施設が約5割弱から6割ある事になり、この点は、施設と児相との連携の下、非加害保護者への支援を行う意義を示しているものと思われる。

## （2）被害児童が施設入所した場合の支援の実際

質問紙調査から把握された面会の条件に関しては前述したが、聞き取り調査からは加えて「子どもが面会を受けいれていることが前提で、保護者が面会の条件を守る」ことが必要としていた。また引取りに際しては、定期的に家庭訪問や通所指導を行っており、支援期間は少なくとも3ヶ月～1年程度という回答であったが、現実的には帰宅直後はよいが、半年から1年の間が危ないとのコメントも見られた。

上記八木らの調査で示されたように、入所ケースの中には家族に全面的に期待できないケースがあるが、その場合でも子どもにとって家族は重要な意味を持つ。その場合は、児相と施設との協働のもと、家族との関係を整理していく作業を子どもと共に行っていく必要がある。

## （3）機関連携

前述したように、児童相談所と施設との協働は、入所前・入所中・退所時ともに不可欠で、その局面により扱うテーマがある。また学校や地域との連携も重要であり、その際、性的虐待は見えにくい虐待であるため、地域や学校は、経験から学ぶことも少ない状況にあると思われ、連携に当たっては丁寧なケースの共有と具体的な対応・支援法を提示することが求められている。

## 6 性的虐待におけるDV相談との関連について

### （1）性的虐待相談の背景にDVがある可能性

26年度質問紙調査から、性的虐待相談の背景にDVがある可能性について「意識している」が9割（90.2%）となっており、大部分の児童相談所で、性的虐待事例のアセスメント・対応の際に、背景にDVのある可能性が意識されていた。

### （2）非加害保護者とDV加害者であるパートナーとの関係維持の影響等

調査からは、虐待者でありかつDV加害者であるパートナーと離別に至った事例経験が「ある」と回答した98児童相談所のうち、「離別に至らない事例が多い」が約半数（48%）であった。

DVが背景にある性的虐待事例のうち対応が困難な理由として、「非加害保護者とパートナーとの関係解消が困難」が91.2%と最も多く、次いで、「加害者の影響下における非加害保護者の子どもを守る力のアセスメント」が72.8%となっていた。このことは、DVが日常的にある性的虐待

ケースにおいては、非加害保護者とDV加害者でもあるパートナーの関係維持が対応の困難さにつながっており、またその家族力動を見極めるアセスメント力が求められる実態がある事を示している。

### (3) 児童相談所における非加害保護者への対応

児童相談所における非加害保護者がDV被害者（疑い含む）である場合の対応については、DVの対応に焦点化した一定の関わりの工夫がされていた。その内容は、「DVが子どもに与える影響について説明」（87.3%）、「DV相談機関の情報提供」（80.3%）、「DVのあるパートナーとの離別方法や選択肢があることを説明」（77.5%）、「DVが被害者に与える影響について説明」（40.5%）など、児相の場所での説明や情報提供が主であり、「相談機関への同行支援やDV相談対応者との同席面接」（30.1%）など、実際の行動を伴う支援は、まだ多くは行われていない状況が把握された。

### (4) DVを受けていて被害認識が弱い非加害保護者への支援の実際

聞き取り調査から把握された、児童相談所におけるDVを受けていて被害認識が弱い非加害保護者への支援状況は、非加害保護者自身が状況を理解することを促す目的でDVの特徴を説明するアプローチを行っているが、自ら被害を訴えない場合は、DV問題に対して積極的に保護者自身へのアプローチはしないとの児相もあった。このことは、性的虐待を受けた子どもへの支援を中心とする児相においては子どもの保護者の側面へのアプローチになるため、非加害保護者自身の課題への支援が中心となる機関との連携が必要になることを示している。すなわちDV被害者である非加害保護者の特性を踏まえた時に、児相としてどのような具体的なアプローチが望ましいか、整理する必要があると思われる。

また対応の際のポイントとしては、「離婚」の判断は、当事者の選択にゆだねることや、面接時には加害保護者と非加害保護者とは別々の面接を試みることも、また警察と連携した支援などの工夫をしていた。

### (5) DVが背景にあり、支援が良い方向に展開したケースについて

この場合、非加害保護者は自分へのDVは耐えていたが、子どもに被害が及んでいることがわかり別居したケースや、児相が初めからDVに関する情報を提供していたケースでは、一定の期間を経て自分から動いたケースの経験などが述べられた。また支援に際しては婦人相談員との同席面接や、面接の場所に同行することがあることも述べられたが、質問紙調査からみると、同行支援まで行っている児相は少ない状況である。

離別に至ったケースでは、子どもの告発や性的虐待の発覚がきっかけで離別したケースがあり、「動くときはすぐ動く」ことが多いとの印象が語られた。また離別できない背景には経済的な理由も大きいことも指摘された。

### (6) 特に連携している機関や部署

連携機関として、婦人相談所や市町村の人権部局などが挙げられたが、現実的な問題として、相手機関との連携のあり方については、今後の課題と思われる。すなわち、児相側にはDV機関の実際や、DV構造のもとにいる非加害保護者の心理状態の理解を深めることの取り組みが必要であり、また婦人相談所等では、「DVと性的虐待（児童虐待）の関連」や「同伴児童の理解や支援」についてなどを知る取り組みをしながら、ケースを通して共通理解をしていく作業が重要になると考える。さらに具体的な課題としては、情報提供する際の具体的なツールや、相手機関につなぐ際の工夫なども共通理解のもとルールを作っていくことが必要になるとと思われる。

## 7 支援の充実に向けて

調査対象となった児童相談所は、性的虐待対応件数や地域性も異なるため、性的虐待対応や非加害保護者支援に係る課題や重点的な取り組み事項は異なると思われるが、次のようなことが挙げられた。

- 1) 被害確認面接ができる体制や研修体制の整備や充実
- 2) 性的虐待対応ができる人材育成などの児相内体制の整備と充実
- 3) リスクアセスメントシートに性的虐待関連項目を入れることや、ストレングスアセスメントの充実
- 4) 保護者理解を深めるために成育歴を聞き取る際の使用ツール
- 5) 系統的全身診察ができる医療機関の養成
- 6) 在宅支援の課題として、利用できるリソースが少ないこと
- 7) 警察との連携

上記1) 3) 4) 5) は、件数が多く取り組みが進んでいる児相における課題として挙げられていた。一方件数が少ない児相では、性的虐待は事例数が少なく忘れた頃にあるため経験蓄積までではないとの実態があり、2) の内容として整理した。全国的に見た場合、性的虐待対応件数が少ない児相が多いという現状もあり、2) で挙げられた課題は、全国的な課題として認識する必要がある。さらに、6) の課題は、件数が多い都市部においても、件数が少ない地方の児相においても、また初期対応あるいは在宅支援においても、リソースが少ない現状が挙げられた。

また、非加害保護者の理解や支援の流れなどが具体的に示されたガイドラインやガイドブックの必要性が指摘された。

## E. まとめ

性的虐待/家庭内性暴力被害を受けた子どもへの支援に不可欠な、非加害保護者への支援にむけて、実務的で有効性の高いガイドラインを策定する目的で、平成26年度に全国児童相談所を対象に質問紙調査を行い、また質問紙調査から把握された現状を踏まえて、より具体的な取り組みを把握し、ガイドラインの内容に関する意見交流を行うことを目的に、平成26年度・27年度に6カ所の児童相談所と1カ所の情緒障害児短期治療施設への聞き取り調査を行った。

平成26年度に全国児童相談所を対象に行った調査は、配布数は207部、回答数173部(46都道府県18市より回答)で、回答率は83.6%であった。その結果、各児童相談所における性的虐待相談状況には大きなばらつきがある実態が明らかになった。また性的虐待以外の家庭内性暴力被害相談も多く、その中でも加害者がきょうだいの場合の件数が一定あった。「非加害保護者支援ガイドライン」については、約9割が「必要/ある程度必要」と回答していたが、独自のガイドラインを「作成/ある程度作成」している所は約15%と、殆どの児童相談所において作成していない現状も明らかになった。また調査からは初期対応時点における非加害保護者を中心とした家族支援の実態や困難な内容、初期対応後に被害児童が施設入所した場合の支援と機関連携の課題、在宅支援の現状と課題も一定把握された。さらに性的虐待とDV相談との関連に関しては、性的虐待の背景にDVがある事案は一定数あるとの印象を持っており、しかしその対応には困難があるとの回答が多く(85%)、さらに児童相談所とDV相談機関との連携には課題がある状況も浮かび上がった。

これらを踏まえて行った聞き取り調査からは、調査した児童相談所すべてにおいて非加害保護者

を初期対応時点から支援対象として支援している状況がより明らかになった。またその中でも先進的な児童相談所においては、一時保護後の在宅支援や施設退所後の在宅支援に関しても地域支援機関や学校との連携の中で、一定期間支援している状況が把握された。しかし全体的な傾向として、非加害保護者・家族支援は、担当者の経験則で行われている状況もあり、事例数が少ない自治体においてはそのスキルの伝承が困難という実態も示された。さらに性的虐待の背景にDVがある可能性についての認識はあるが、DV事案における非加害保護者支援に関する児童相談所職員の理解や経験は乏しく、またDV相談機関との実効性のある連携に関しても課題が多いことも明らかになった。これらから、より実践的な内容が示されたガイドライン/ガイドブックが求められている現状が明らかになった。

2つの調査はガイドライン作成を目的として行ったが、把握された現状としては、「非加害保護者支援」という概念の認識の統一はまだ十分ではないと考えられた。また現実的な取り組み状況に関しても全国的にみると多様で、事例に常時遭遇する都市部の児童相談所においては組織としての対応・支援方法も一定保有しているが、それ以外のところではスキルの伝承が困難という状況も見られた。

これらから「非加害保護者」の概念の共有や、その支援の在り方に関しては開発途上にあると考えられ、現時点では、ガイドラインよりガイドブックの有用性が高いと判断し、ガイドブックを作成した。作成に当たっては、質問紙調査と聞き取り調査から得られた現状や課題、ガイドブックへの現場のニーズ等について、児童相談所や婦人相談所等で臨床実践を行っている実務家と学識経験者とで構成する研究班での複数回の討議を行い、また文献研究を通して項目を選定し、「性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者への支援（提案型ガイドブック 2015年）」を作成した。

今後、研究班が提起する概念や方法論の有効性が一定見られるようになった時点でガイドラインを作成するにあたり、本ガイドブックは一定の指針となると思われる。

平成 27 年度 厚生労働科学研究費補助金  
性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援の在り方に関する研究  
「児童相談所や児童福祉施設における家庭内性暴力事案の  
非加害保護者・家族への支援に関する研究」

「性的虐待相談対応における」『子どもの安全に焦点をあてた』  
家族支援に関するアンケート」に関する訪問調査項目

＜1＞体制・組織（概要・資料等あれば提供ください）

1. 県内・市内の児童相談・虐待対応の体制
2. 貴児童相談所の組織体制（他機関と併設か単独か・課の設置・人員体制等）
3. 相談件数・虐待対応件数の推移
4. 管轄地域の要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況

＜2＞性的虐待の取り扱いの現状（概要・資料等あれば提供ください）

1. 件数（今年度の状況）と近年の推移（減少）
2. 性的虐待ケースからみる近年の傾向（通告経路・家族背景・加害者の状況など）

＜3＞性的虐待の初期対応について

1. 認知したとき（通告を受けたとき）の基本的な流れ
2. 一時保護の判断の基準や流れ
3. 加害者が、①親・義親 ②きょうだいの場合の対応や判断の違い
4. 被害児童への被害確認の方法について
5. 初期の保護者へのアプローチ（質問紙 P3 の回答に基づいて）
6. 初期対応で困難なこと・困難だったケース
7. 初期対応でうまくいっていること・うまくいったケース

＜4＞非加害保護者への初期対応と支援について（1～4 は質問紙の回答に基づいて聴取）

1. 非加害保護者への面接の実施の有無（時期・内容・配慮工夫していることなど）
2. 非加害保護者への虐待・DV 等の被害経験の聴き取りについて（有無・時期・内容・配慮工夫していること・ツール等）
3. DV 被害者（疑いを含む）である非加害親への配慮や工夫について
4. 非加害保護者への支援への取り組みと内容
5. 非加害保護者への面接や支援で困難なこと・困難だったケース
6. 非加害保護者への面接や支援でうまくいっていること・うまくいったケース

＜5＞非加害保護者が子どもを守る力のアセスメントと変化した事例について

1. 子どもを守る力をアセスメントする際に考慮している点について
2. 非加害保護者の態度として次のことが考えられるが、実際にどのようなケースがあったか  
①子どもの語ったことを信じて守るために行動する  
②子どもの語ったことを信じると表現するが、すぐには行動に移さない（移せない）。

⇒②の場合、どういう背景がみられるか？

(たとえば、DV、精神障がいや知的障がい、経済的問題など)

③事態が事実かどうか混乱しているが、子どもが「嘘」を言ったとは表現しない

④事実や子どもの語っている事について、何も言わない

⑤子どもが嘘を言っている、子どもが誘った等、子どもの語ったことを全く信じない

3. 子どもが非加害保護者（母親）について表現している内容

4. 初期対応直後に子どもを守れないとみられる非加害保護者が、児童相談所が一定期間、関わった中で、後を守る方向に変化した事例を経験したことがあるか

①変化したきっかけ（要因）は？

(たとえば、子どもが非加害保護者に被害事実を一定打ち明けた、DVへの介入、精神的課題への具体的な支援、経済面への支援などのソーシャルワーク、など)

②初期対応以降の変化について、判断に必要な時間はどれくらいと考えるか

#### <6>初期対応後の非加害保護者への対応と支援

〈一時保護をしなかったケース〉

1. 児童の安全確保と子どもへのケア
2. 非加害保護者への対応と支援

〈一時保護解除後、施設入所にならなかったケース〉

1. 一時保護解除と判断した要因や基準について
2. 非加害保護者への対応と支援

〈施設入所になったケース支援〉

1. 被害児童へ家族の状況の説明（いつ・どのように・どのような場合）
2. 非加害保護者との面会についての条件・配慮工夫していること
3. 引き取りに向けた具体的な取り組みと引き取りの判断
4. 非加害保護者への対応と支援

〈施設退所や一時保護解除後の在宅支援〉

1. 引き取りの際の確認事項（内容・文書で確認しているか等）
2. 支援や見守りの方法・期間・どこ（誰）・支援内容

#### <7>性的虐待とDVの関連、DV被害を受けている非加害親への支援について

1. 関連がどれぐらいあると感じているか（質問紙P.8の回答に基づいて）
2. DV被害を受けているが被害認識の弱い親について、どのようにアプローチしているか（質問紙P.9の回答に基づいて）
3. 加害者と離別の意思がある場合、どのように支援しているか
4. 虐待者と非加害親との間にDV関係がある場合、特に気を付けて対応しているポイントや工夫があるか
5. 特に連携している機関や担当者（部署）はあるか。
6. 離別に至ったケースの有無、そのケースの支援の内容  
離別に至った場合、その要因はどのような点だと感じているか。
7. 対応がうまくいっていることとうまくいったケース

## < 8 > 性的虐待等のマニュアル・ガイドラインについて

(独自のマニュアルや資料があれば提供をお願いします)

1. 「児相相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年」をどのように共有し、活用しているか
2. 保護者のアセスメント指標の有無。どのようなものがあればいいか。必要な項目など
3. 性的虐待の独自のガイドラインやマニュアル・資料を作成の有無。
4. 非加害保護者支援の独自のガイドラインやマニュアル・資料を作成の有無。
5. 虐待者及び非加害保護者への指導について、プログラムがあればその内容について
6. 非加害保護者支援のガイドライン(手引き)を作成しようと考えているが、どのような内容・どのようなものがあればよいか。

## < 9 > さいごに

1. 性的虐待対応や非加害親支援について、貴児童相談所で課題に思っていること
2. 性的虐待対応や非加害親支援について、貴児童相談所でうまくいっていることや近年取組をすすめていること

## 別紙 2

大阪教育大学倫理委員会で承認(平成 27 年 4 月 9 日)を得た、情報の機密保持および対象となる者に理解を求め同意を得る方法・公開に関する事項

### < 情報の機密保持の方法 >

- ① 聴き取り調査においては、研究班調査者が聴き取った情報は当該調査先の確認をもって正式な調査記録とする。
- ② 集約された情報は、大阪教育大学岡本研究室において、鍵のかかる容器に一括収納する。
- ③ 情報の集約においては個別の自治体や施設を特定させる要件を排除した情報処理を行う。
- ④ 聴き取り調査記録の元データはすべて部外秘とし、個人が特定される形での公表は一切排除する。
- ⑤ 研究成果の報告においては項目の件数値、およびその合計値等の数値情報、抽出された集約情報のみとし、個別の具体事例を特定させる情報は排除し、自治体名、施設名が特定されるような情報も排除する。
- ⑥ 収集された情報は、研究における集約完了後、個人が特定される危険性を排除した情報のみを残し、その他のデータは研究者が責任をもって粉碎の上、廃棄する。

### < 対象となる者に理解を求め、同意を得る方法 >

調査は、各自治体の個人情報保護規定に従って、回答・情報提供可能な情報に限定し、当該自治体の個人情報保護の責任判断の範囲内においてのみ、情報収集することを原則とする。また調査結果の公表に当たっては、対象機関に事前に照会し、承諾した内容を公表するものとする。

調査は、対象となる児童相談所長へ、上記内容及び情報の機密保持の方法を記載した文書を添えた上で協力を依頼する。またヒアリングは協力を受諾した対象機関が選定した職員に行うため、協力を受諾したことで同意を得たと判断される。



## 性的虐待を受けた子どもを支える非加害保護者への支援 （提案型ガイドブック2015年）

### 目 次

I	非加害保護者支援の意義	(1)
1	「非加害保護者支援ガイドブック」作成の背景	
2	ガイドブックにおける「非加害保護者」	
3	筆者らの調査からみる非加害保護者の姿と非加害保護者支援の重要性	
4	支援にあたって、おさえておくべき視点	
5	本ガイドブックを利用するにあたって	
II	平成26年度児童相談所調査結果から見えてきた課題	(8)
1	調査内容	
2	性的虐待相談の全体的な対応状況について	
3	非加害保護者を中心とした家族への対応と支援について	
4	初期対応後の支援と機関連携	
5	性的虐待におけるDV相談との関連について	
III	児童相談所の性的虐待対応における非加害保護者への対応と支援	(13)
III-1	児童相談所の性的虐待対応における非加害保護者への対応と支援	(13)
1	虐待通告・相談の受理	
2	緊急受理会議と調査	
3	一時保護の要否判断	
4	一時保護	
5	保護者への対応	
6	関係機関との連携	
7	子どもの権利擁護	
8	再被害防止のためのアセスメントと支援方針の決定	
9	法的対応	
10	一時保護から在宅支援へ	
11	施設入所・里親委託後の支援	

Ⅲ-2	性的虐待を受けた子どもを理解し支える役割を担う非加害保護者への支援	・・・	(26)
1	子どもを支える非加害保護者の重要性について伝える		
2	性的虐待が子どもに与える影響とそこからの回復		
3	非加害保護者に焦点をあてる		
4	非加害保護者自身のケア		
5	非加害保護者の子どもへの関わりについての援助目標		
6	子どもを守るためにできることを考える		
7	他のきょうだい児の状態を理解する事を支援する		
IV	非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメント	・・・	(38)
IV-1	総論	・・・	(38)
IV-2	危機管理を目的として行われるアセスメント	・・・	(38)
IV-3	子どもを中心とした支援のアセスメントの基本となる考え方	・・・	(40)
IV-4	非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメント	・・・	(54)
[参考]	非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントのための情報整理シート(試行版)	・・・	(61)
V	非加害保護者の被害者性に焦点をあてた支援	・・・	(65)
1	初期の介入型対応から被害者支援の視点へ		
2	非加害保護者自身を支援する		
3	非加害保護者への心理的支援		
4	非加害保護者へのケースワーク的支援		
5	DV被害の理解と支援の視点		
VI	きょうだい間の性暴力事案への対応と保護者への支援	・・・	(80)
1	きょうだい間の性暴力		
2	きょうだい間の性暴力事案への対応		
3	きょうだい間の性暴力事案に向き合う保護者への支援		
4	安心・安全の確保に基づいた家族支援		

執筆者

第I章	岡本正子
第II章	前河桜、佐々木敦志
第III章-1	薬師寺順子、河野真寿美、池田かおり
第III章-2	佐藤朋幸、島ゆみ、氏原奈穂
第IV章	薬師寺真、平岡篤武、渡邊治子、青井美帆
第V章	増井香名子、丸橋正子、加藤典子
第VI章	伊庭千恵

## 第 I 章 非加害保護者支援の意義

### 1 「非加害保護者支援ガイドブック」作成の背景

子どもへの性的虐待は、被害を受けた子どもの心身に深刻な影響を与え、その回復には、非加害保護者が子どもを信じて守る事が重要であることが先行研究から指摘されている。また、性的虐待の影響は、被害を受けた子どものみならず家族全体へも影響するため、支援は、被害を受けた子どもへの支援と同時に家族全体への支援が必要であることも指摘されている。

このような認識のもと、筆者らは、本研究の研究分担者である山本や八木らとともに、児童相談所や児童福祉施設を中心に、子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアや、子どもと家族支援に関する実践研究を積み重ねてきており、それらの成果は、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」や、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン (2011)」において示してきた。その中で家族支援に関しては、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」において加害者排除の原則を提示し、非加害保護者向けパンフレット「あなたへのメッセージ」を作成、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン (2011)」においては、非加害保護者の理解と対応・支援の在り方を提示している。また、家族支援に関するテーマは、他の先進的な児童相談所においても支援ガイドブックやリーフレット等の作成が行われている。

上記研究以降も、児童相談所における性的虐待/家庭内性暴力事案の増加や、児童福祉施設における性問題行動への対応の必要性が高まる中、子どもの支援に不可欠な非加害保護者/家族支援に関する現状と課題、そして非加害保護者支援に係るニーズを把握するために、研究班では平成 26 年度に全国児童相談所を対象とした調査(第 II 章参照)を行った。調査からは、「非加害保護者を支援の対象として位置づけ、継続した支援に可能な限り取り組んでいる (22.0%)、可能なものはできるだけ取り組んでいる (55.5%)」現状がみられたが、実際には「非加害保護者対応に係る独自のガイドライン/マニュアルを『作成・ある程度作成』している」児童相談所は、全回答中 15.6%と少ない結果であった。しかし、「作成していない・あまり作成していない」児童相談所においても、その 93%が「非加害保護者支援ガイドラインは必要・ある程度必要」と回答していた。

これらの結果及び平成 26 年度、27 年度に行った児童相談所への聞き取り調査を踏まえると、児童相談所として非加害保護者を支援対象として位置づけている事、また支援ガイドライン等の何等かの支援の在り方が示されることが必要と考えていることは明らかになったが、「非加害保護者」という概念の共有や、支援の在り方に関しては、まだ開発途上にあると考えられる。従って、今回は、非加害保護者支援に関しては、「ガイドライン」よりも、「ガイドブック」の方が、現状の実践に有用な段階にあると判断し、「ガイドブック」を作成することとした。

また、子どもへの支援を考える際に、加害者への対応・指導や治療も必要で重要なテーマであるが、本ガイドブックは非加害保護者支援をテーマにしているため、加害者への対応は第 III 章 1 節でふれているが、指導の実際や治療に関しては言及していない。

### 2 ガイドブックにおける「非加害保護者」

#### (1) ガイドブックにおける「非加害保護者」の定義と、支援の立ち位置

本ガイドブックでは、「非加害保護者」とは、基本的に「児童福祉法第 6 条の規定による『保護者』であり、かつ『性的虐待を行っていない保護者』としている。

「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」においては、非加害である保護者への関わりとして、「子どもへの支援者としての非加害保護者の重要性」「第二の被害者としての非加

害保護者」、「子どもの安全の責任者としての非加害保護者」「非加害保護者の評価と支援」と整理されており、継続したサポートの重要性も述べられている。

本ガイドブックは、「児童相談所職員における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」の立ち位置を踏まえながら、「性的虐待を行っていない保護者」を中心とした、拡大家族やきょうだいへの支援というスタンスで作成している。

## (2) 非加害保護者に対する認識の変遷

性的虐待を受けた子どもに対する社会の認識は、「子どもが誘惑した・誘惑的な子ども」という論調が多い時代から、現在は、「性的虐待の責任は被害を受けた子どもにはなく加害者にある」との認識に変わり、この認識は、被害を受けた子どもへの支援の根幹をなす重要な視点になっている。

一方、非加害保護者に対する認識はどうであろうか。他の国における認識の変遷について知ることは、現在の日本における論議にも共通する点があると考えるので、ここでは Calder M,C と Strand C.V の研究からその一部を紹介し、理解を深めたい。(注：これら二つの研究では、パートナーが加害者である非加害保護者について扱っており、また非加害保護者は通常母親であることが多いことから、「mother」に関して論述されている。そのため、mother の訳出は、「母親」としている。)

### 1) Calder M,C の研究

Calder M,C は「Mothers of sexually abused children (2001)」の第 I 章で、文献レビューを通して、パートナーが性的虐待の加害者である保護者（母親）に対する、英国社会や支援者の認識の変遷について整理している。

社会学者が家庭内の性的虐待について記述を始めた頃、性的虐待を受けた子どもの母親は無視されており、1962年に Kempe らによって子ども虐待が再発見されるまで対応はなかった。この発見は、虐待の異なる形態に対する認識を發展させ、英国においては、1980年に、性的虐待は児童保護システムに登録する基準として承認された。当時、英国において家族療法が發展する動きの中で、性的虐待に対する新しい理論が構築され、「(性的虐待が起こるのは) 誘惑的な子ども、あるいは逸脱した加害者による」という考えから、「機能不全家庭」に焦点がシフトした。この経過の中で、多くの専門家は家庭内の性的虐待は共謀する母親が生み出すとし、加害者の役割は過小評価された。その結果、母親は、虐待の責任と非難の両方を向けられるようになった。また Crawford (1999) は、家庭内性的虐待における母親の役割に関する概念の發展について、「母親に関する初期の臨床文献では、『母親が病的な家族の根本であり、性的なパートナーとして不十分なために妻や母親の役割を果たせていず、性的虐待が起こる機会を共謀し、夫と娘にそのように仕向け、そして黙認している』との信念に基づいている」と理路整然と述べた。このような認識の結果、短期間の間に多くの専門家は「共謀する母親」との考えを事実として、この考えに基づき実践するようになった。しかしこの認識は、母親がどのような行動を選択しても、(母親は) 支援を得ていると感じることを困難にする「システムが引き起こす疎外」と記述されてきている”

そのような状況の中、1980年代後半の研究は、「子どもが開示した際に、或は開示後に、大多数の母親は子どもに支援的であり、虐待の影響からの回復を促進することが可能であること」を示した。また Heraman J. (1981) らフェミニストの活動は、「性的虐待の責任は加害者にある」との考えを強力に展開して、「(加害者と) 共謀する母親」から「母親の無力な立場 (経済面・健康状態がよくないこと、パートナーからの頻回の暴力被害やパートナーのアルコールの問題)」への概念の転